

災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定

大洗町（以下「甲」という。）と一般社団法人日本キッチンカー経営審議会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、避難所等における必要な物資の供給に関する協力（以下「物資供給」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲の要請により乙が実施する物資供給について、必要な事項を定める。

（物資供給の要請）

第2条 甲は、乙による物資供給が必要になったときは、要請書（第1号様式）により、物資供給を乙に対し要請できるものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は乙に口頭、電話等により要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。
2 乙は、甲から要請があったときは、物資供給の実施の可否を速やかに回答するものとする。

（物資供給の内容）

第3条 前条第1項の規定により甲が乙に対して要請を行う物資の範囲は、次に掲げる事項の実施に要する物資のうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。
（1）甲が開設した避難所におけるキッチンカー等による炊き出しの実施
（2）避難所開設が困難な地域におけるキッチンカー等による炊き出しの実施
（3）その他、甲乙協議の上、決定した物資
2 乙が前項第1号の規定に基づき供給する物資の内容は、特定原材料7品目及び特定原材料に準ずるもの21品目について表示又は利用者への通知等をし、食物アレルギー対策に配慮するものとする。

（物資供給の実施）

第4条 乙は、第2条第1項の規定により甲から物資供給の要請を受けたときは、可能な限り速やかに、物資供給の実施に努めるものとする。
2 乙は、甲に物資供給を実施したときは、実施状況報告書（第2号様式）により、実施状況を甲に報告するものとする。

（物資の提供場所）

第5条 物資供給を実施する場所は、原則として避難所とする。ただし、状況に応じて、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が実施する物資供給に要した費用については、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、原則として甲が負担するものとする。
2 乙が実施する物資供給に伴う移動に係る費用は、乙が負担する。

（事故の報告）

第7条 乙は、物資供給の実施において事故があったときは、電話及び文書により速やかに甲に報告するものとする。

（損害の負担）

第8条 物資供給の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。
2 乙は、物資供給の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

（損害補償）

第9条 この協定に基づき、乙が実施する物資供給に従事した者（以下「従事者」という。）が物資供給の実施において負傷し、罹患し、又は死亡した場合は、当該従事者を使用した乙の責任において、その補償を行うものとする。ただし、当該負傷、罹患又は死亡の原因が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

（個人情報の保護）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく物資供給に関して、活動上知り得た個人情報を外部に漏らしてはならない。この協定の終了後も同様とする。

（連絡担当者の指定）

第11条 物資供給の要請の手続を円滑に行うため、甲及び乙は、連絡担当者を定め、相互に連絡担当者届（第3号様式）により報告するものとする。
2 甲及び乙は、連絡担当者に変更があった場合には、その都度文書で報告するものとする。

（有効期間）

第12条 本協定の有効期限は、本協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙のいずれかが別段の意思表示をしないときは、本協定を更に1年延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年5月20日

（甲）茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881番地275
大洗町

大洗町長



（乙）東京都千代田区平河町一丁目7番5号
ヴィラロイヤル平河802
一般社団法人日本キッチンカー経営審議会

理事長

